

I - 2 - 4 輸出拡大に向けた政府の取組

- 日本茶の有望な輸出先市場の一つである**東南アジア**等において、**品目団体**と現地協力会社等との連携により、**販路開拓**や**市場調査**の取組を実施。
- 日本茶の輸出拡大に向けた環境整備の一環として、輸出先国・地域において**我が国と同等の残留農薬基準（インポートトレランス）**を新たに設定するための申請を実施。

シンガポールでの販路開拓の取組事例

- ・ シンガポールでは、茶を楽しむ文化があるものの、**日本茶はまだ本格的に定着していない**
- ・ 茶葉から淹れた**高品質の日本茶を普及させることにより日本茶の輸出拡大へとつなげるため**、輸出支援プラットフォームが主催者となり、品目団体協力のもと**大使公邸**において**消費者向けプロモーションを実施**



日本茶の試飲、茶菓子の試食



<プロモーションの概要>

開催日：2023年11月25日

場 所：大使公邸

参加者：メディア関係者、投資家等87名

内 容：

- ① 9種の緑茶（煎茶、玉露等）の試飲、9種の茶菓子の試食
- ② お茶の淹れ方に関するセミナー
- ③ 茶道体験
- ④ 茶器の展示



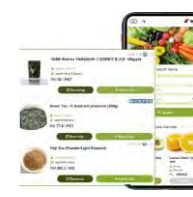
来場者に配布した冊子（例）

マレーシアでの市場調査の取組事例

- ・ **経済成長が著しく外食産業が発達し、消費国、域内拠点としても重要**であり、茶業展示会に出展するとともに、市場調査等を実施



発信力のある現地飲食店において商品を開発、店舗で販売



現地ECサイトで日本茶をテスト販売



日本茶販売の実現の可能性を検討

インポートトレランス設定に向けた取組状況

	令和5年度支援実施 (申請、データ取得等) 件数	令和6年3月末時点（累計）	
		申請済み 件数	うち設定・ 承認件数
米国	4	13	10
EU・Codex※	3	8	3

※EU向けインポートトレランス申請に係る取組については、Codex委員会における農薬最大残留基準値の設定の取組と並行して進めているため、合わせて記載。

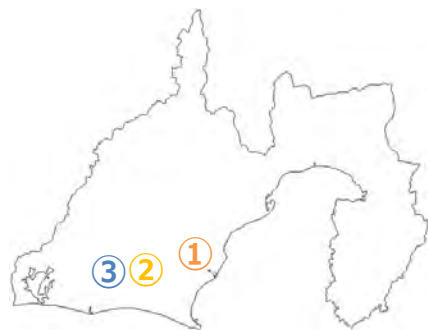
※輸出促進法に基づく品目団体であり、日本茶は「（公社）日本茶業中央会」が認定されている
令和5年度は、上記2か国の他、米国、カナダ、台湾、インドネシア、ドイツ、英国でも販路開拓活動を実施

I - 2 - 5 日本茶の輸出産地形成に向けた取組

- これまでも、海外の規制・ニーズに対応した**生産への転換**や**流通体系の転換**に取り組む**大規模輸出産地のモデル構築**を支援してきたところ。
- こうした取組を通じて継続的に輸出に取り組み、**輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定**。横展開を図ることで、輸出の更なる拡大・発展を目指す。

静岡茶輸出拡大協議会の取組事例

○ 各産地における有機転換のモデル構築



① 牧之原

直掛け被覆での有機てん茶生産に適した生産資材の検討

② 掛川

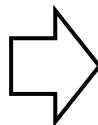
有機茶生産における肥料、防除資材、機械除草作業体系の検討

③ 袋井

有機茶生産における肥料、緑肥、被覆資材の検討

○ 地元清水港を活用した茶の共同輸送の実証

- ・ 近年輸出が増加傾向である米国及び東南アジア向けを対象に、**地元港湾の清水港を活用**した共同輸送を実証し、コスト低減効果を検証
- ・ **(株)静岡茶市場**へ共同輸送貨物を集約、**茶市場の輸出拠点化**を目指す



清水港を茶の輸出拠点へ

フラッグシップ輸出産地の選定

【フラッグシップ輸出産地】

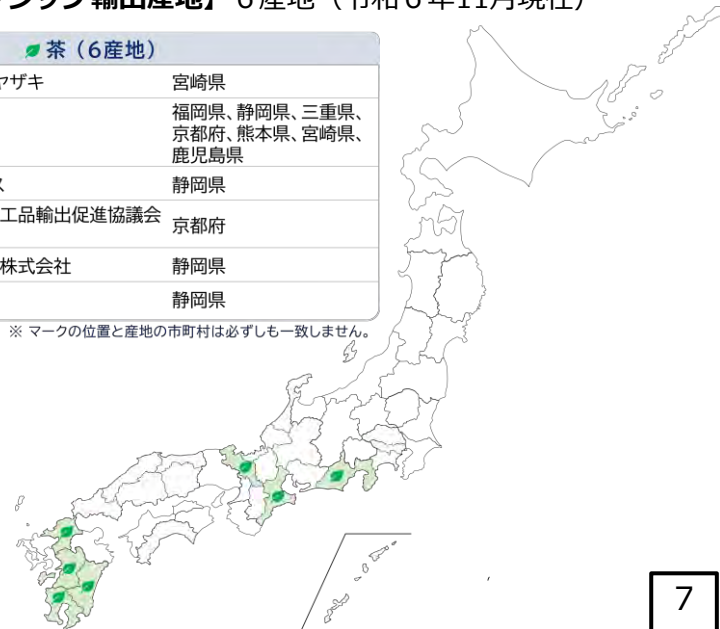
現在、農林水産物を輸出している産地のうち

- **輸出先国・地域の規制やニーズに対応**した輸出を行っており、
- **一定の量又は金額の輸出実績**があり、（茶は**輸出額1億円以上**）
- **サプライチェーンを構築し、継続的・安定的な輸出**を行っている産地を選定し、その取組を支援するとともに横展開を図ることで、輸出の更なる拡大・発展を目指す。

【茶のフラッグシップ輸出産地】6産地（令和6年11月現在）

茶（6産地）	
オーガニックティーミヤザキ	宮崎県
株式会社大石茶園	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県
株式会社流通サービス	静岡県
京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会	京都府
静岡オーガニック抹茶株式会社	静岡県
丸山製茶株式会社	静岡県

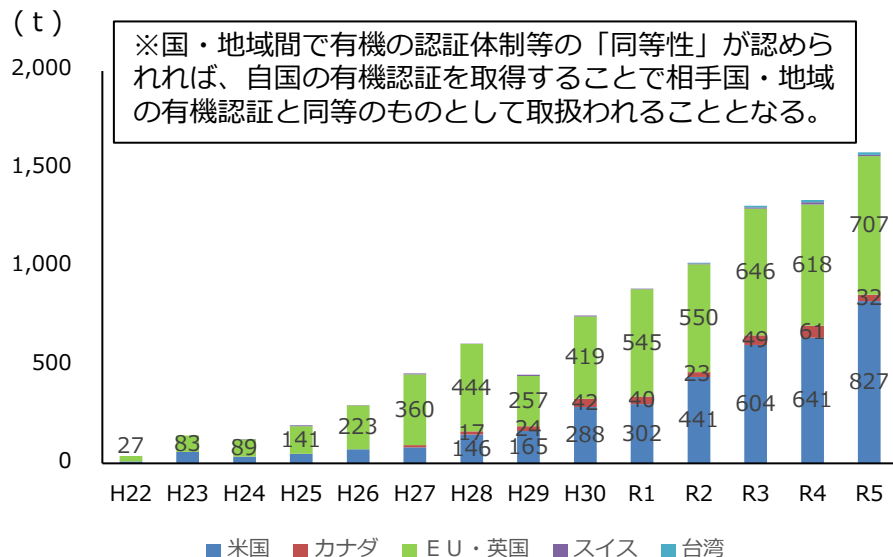
※ マークの位置と産地の市町村は必ずしも一致しません。



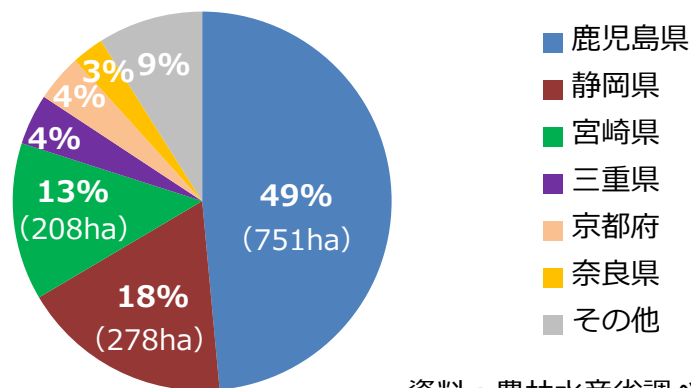
I - 2 - 6 輸出向けの有機栽培（有機JAS）茶の拡大

- 有機栽培茶は海外でのニーズが高く、また、残留農薬規制対応の観点からも輸出に適していると評価されている。
- **有機栽培茶の輸出量は増加**。また、**全国の有機JASほ場面積(茶畑)の約5割は鹿児島県**となっている。
- **病害虫防除、除草等に係る追加労力等**の課題解決を図るため、関係機関が連携し栽培技術の開発・実証に取り組んでいる。

【同等性の仕組みを利用した有機栽培茶輸出数量の推移】



【県別有機JASほ場の面積(茶畑)の割合(令和5年)】



資料：農林水産省調べ

有機茶栽培技術の開発・実証

○収益性の高いスマート有機茶栽培体系の開発

R4年度から3年間かけて、農研機構を中心に、主要な生産県（静岡、愛知、埼玉、福岡、佐賀、鹿児島等）や大学、メーカー等が参画して**技術の開発・現地実証**を実施。

- ◆ 小型茶園管理機の自動走行システムの開発
- ◆ 有機栽培における肥効の見える化アプリの改良
- ◆ 有機栽培に対応した総合的な病害虫管理体系の構築
- ◆ 情報の見える化による経営の合理化



小型茶園管理機用自動走行装置

○有機栽培茶の蒸気による防除・除草技術の開発

R4年度から3年間かけて、メーカー、主要な生産県（鹿児島、三重）、大学等が参画して**技術の開発・現地実証**を実施。

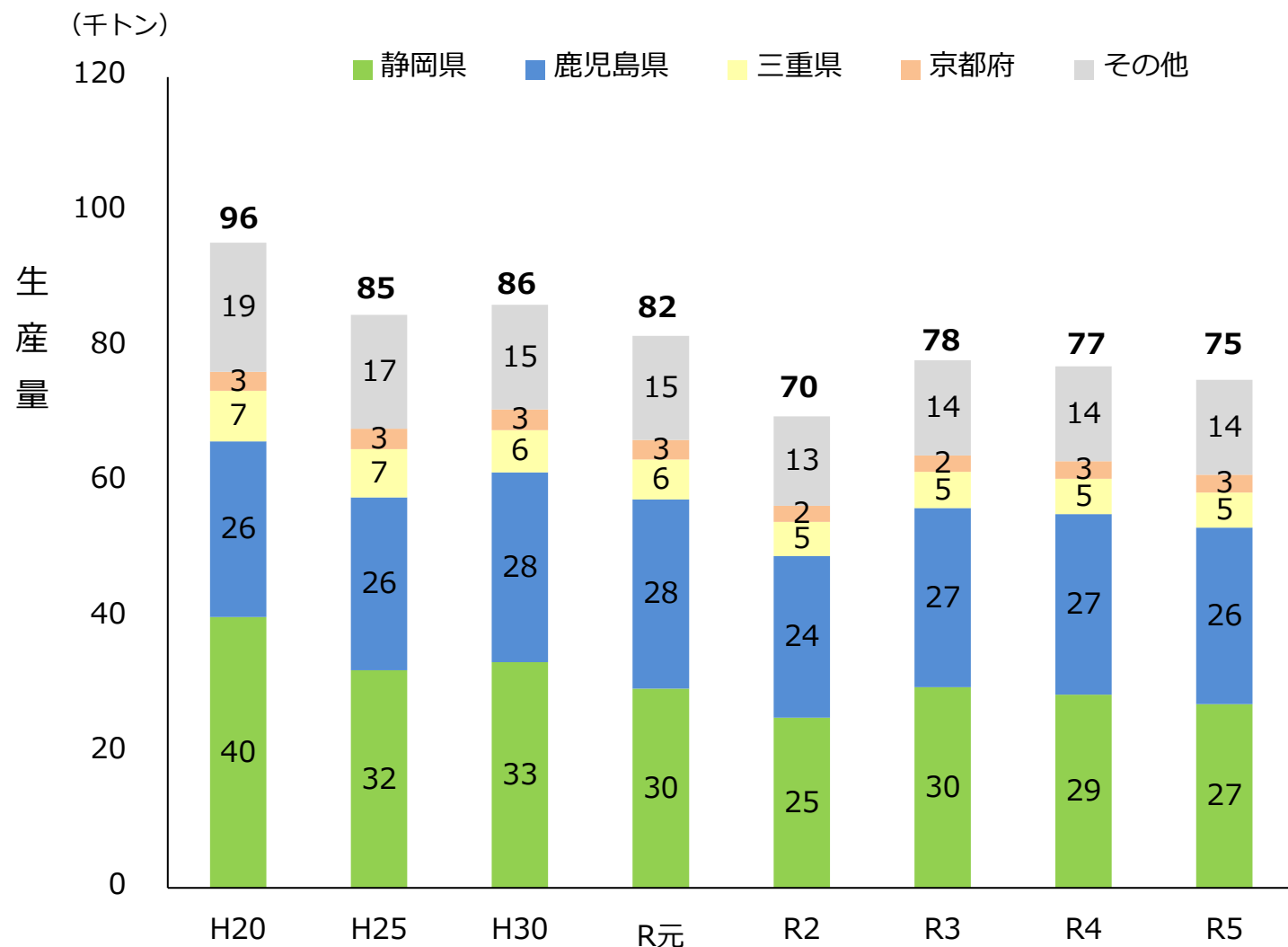
- ◆ 蒸気式防除・除草兼用機的设计・開発
- ◆ 水蒸気による害虫防除技術の構築
- ◆ 水蒸気による茶園除草作業の実用性評価



蒸気式防除・除草兼用機

I - 3 - 1 茶の生産量

○ 生産者の高齢化や担い手不足等の影響により、**生産量**は7.5万トン（平成20年比78%）に**減少**。

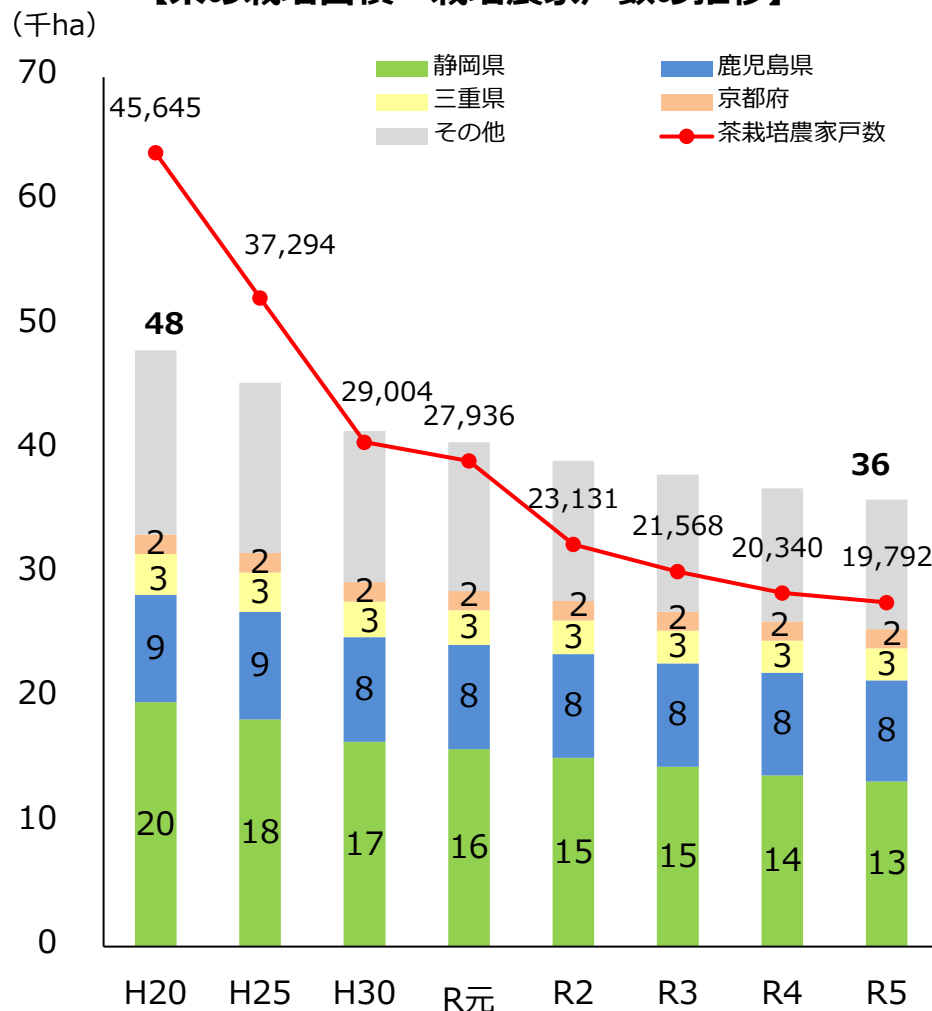


資料：農林水産省「作物統計」、全国茶生産団体連合会調べ

I - 3 - 2 茶の栽培面積・栽培農家戸数

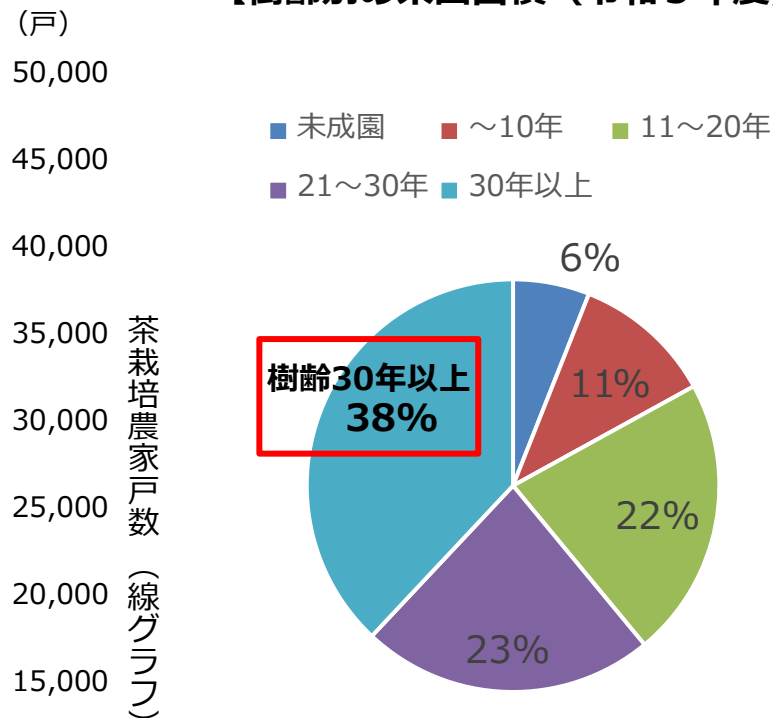
- 茶の栽培農家戸数は約2万戸（平成20年比43%）、栽培面積は約3万6千ha（同75%）と大幅に減少。
鹿児島県は約8千ha（同94%）と横ばいである一方、静岡県は約1万3千ha（同68%）と減少。
- また、茶園の約4割が樹齢30年以上と老園化しており、茶樹の老齢化による収量や品質の低下が懸念。

【茶の栽培面積・栽培農家戸数の推移】



資料：農林水産省「作物統計」、農林水産省調べ

【樹齢別の茶園面積（令和5年度）】

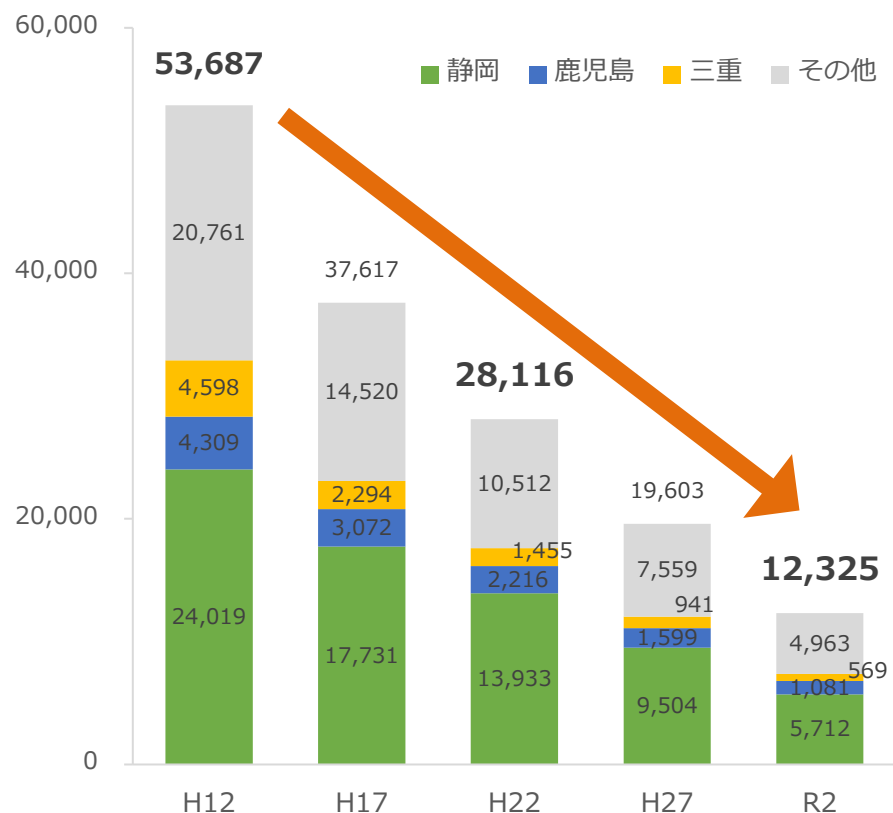


資料：全国茶生産団体連合会調べ

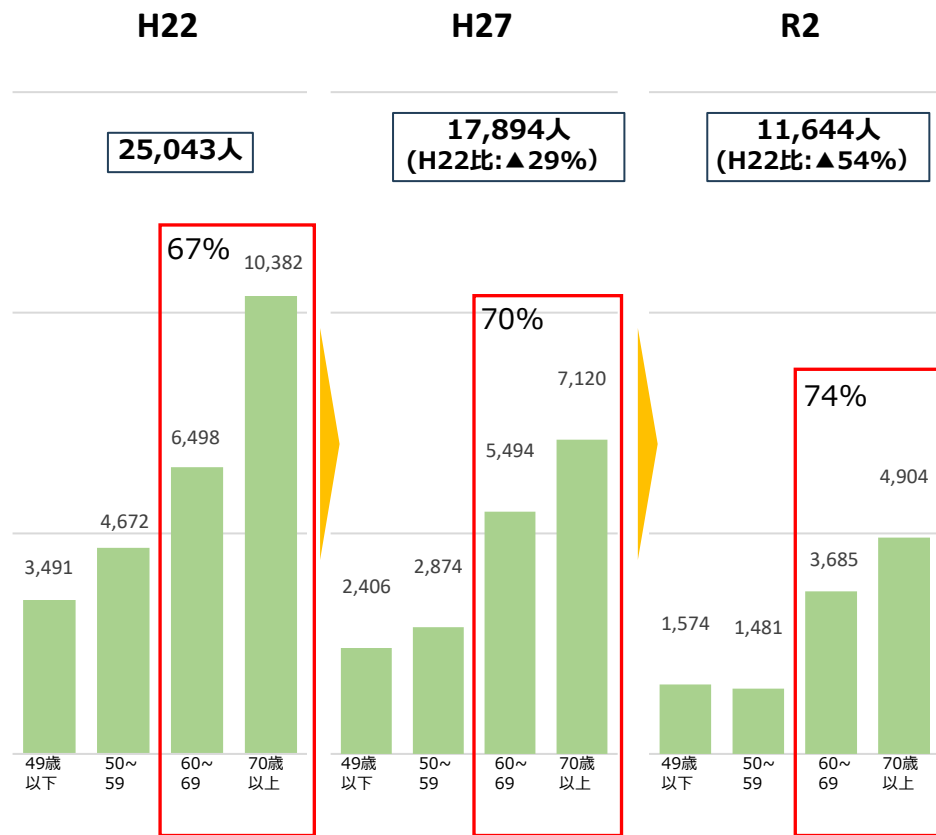
I - 3 - 3 茶の経営体の減少及び基幹的農業従事者の高齢化

- 茶の経営体数は年々減少しており、平成12年と比較して1/4以下、平成22年と比較して1/2以下となっている。また、**基幹的農業従事者数の高齢化も進展**しており、平成22年には67%であった60歳以上の割合が、令和2年には74%となっている。
- **国内外の需要を満たせなくなることも懸念**される中、労働生産性の向上等による**生産基盤の強化**が必要。

【販売目的栽培経営体数（農家数）の推移】



【年齢別基幹的農業従事者数の推移】



資料：農林水産省「農林業センサス」（H27以前は販売農家数、R2は個人経営体数）

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

※個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体をいい、法人化して事業を行う経営体は含まない。

資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

注：工芸農作物の「単一経営経営体」のうち販売目的の茶を栽培する年齢階層別基幹的農業従事者数をグラフ化。

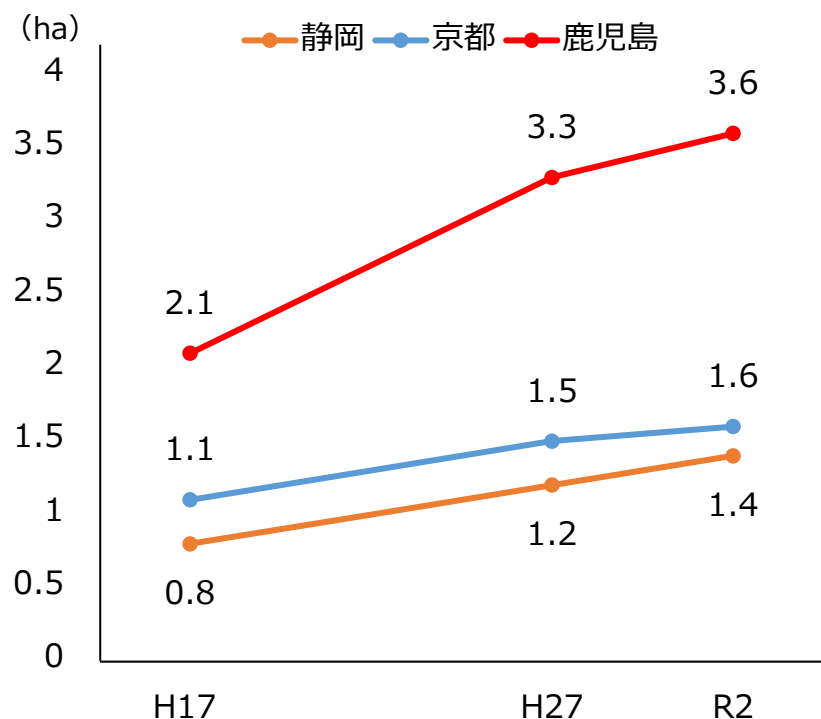
※単一経営経営体：農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体。

※基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

I - 3 - 4 茶農家の経営規模拡大

- **1戸当たりの栽培面積**は、静岡県で1.4ha(平成17年比175%)、鹿児島県で3.6ha(同171%)、京都府で1.6ha(同145%)倍と**増加**している。
- また、**法人等においては大規模面積での茶業経営**が行われている。

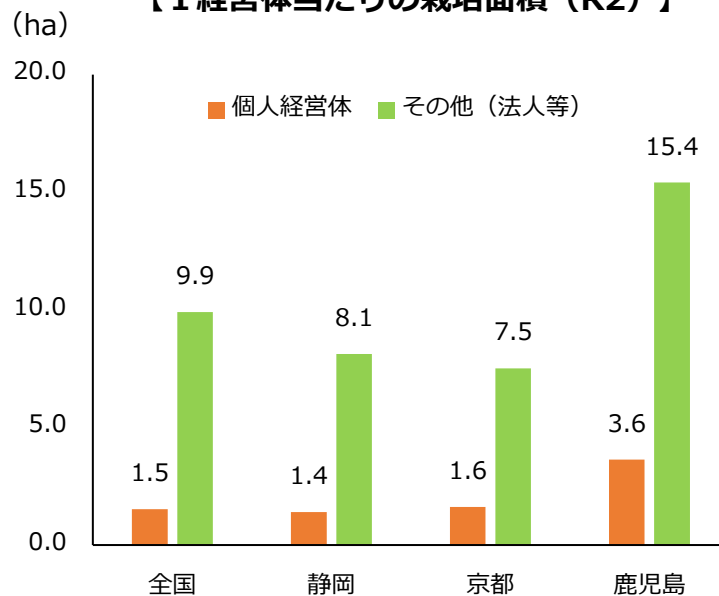
【主産県における農家1戸当たりの栽培面積の推移】



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：H27までは販売農家1戸当たり、R2は個人経営体当たりの栽培面積

【1経営体当たりの栽培面積（R2）】



資料：農林水産省「農林業センサス」



乗用型機械による摘採



被雇用者による被覆作業